

平成 27 年 6 月 15 日
指定都市を応援する
国会議員の会役員懇談会
配 付 資 料

喫緊の大都市の諸課題について

〔指定都市市長会〕

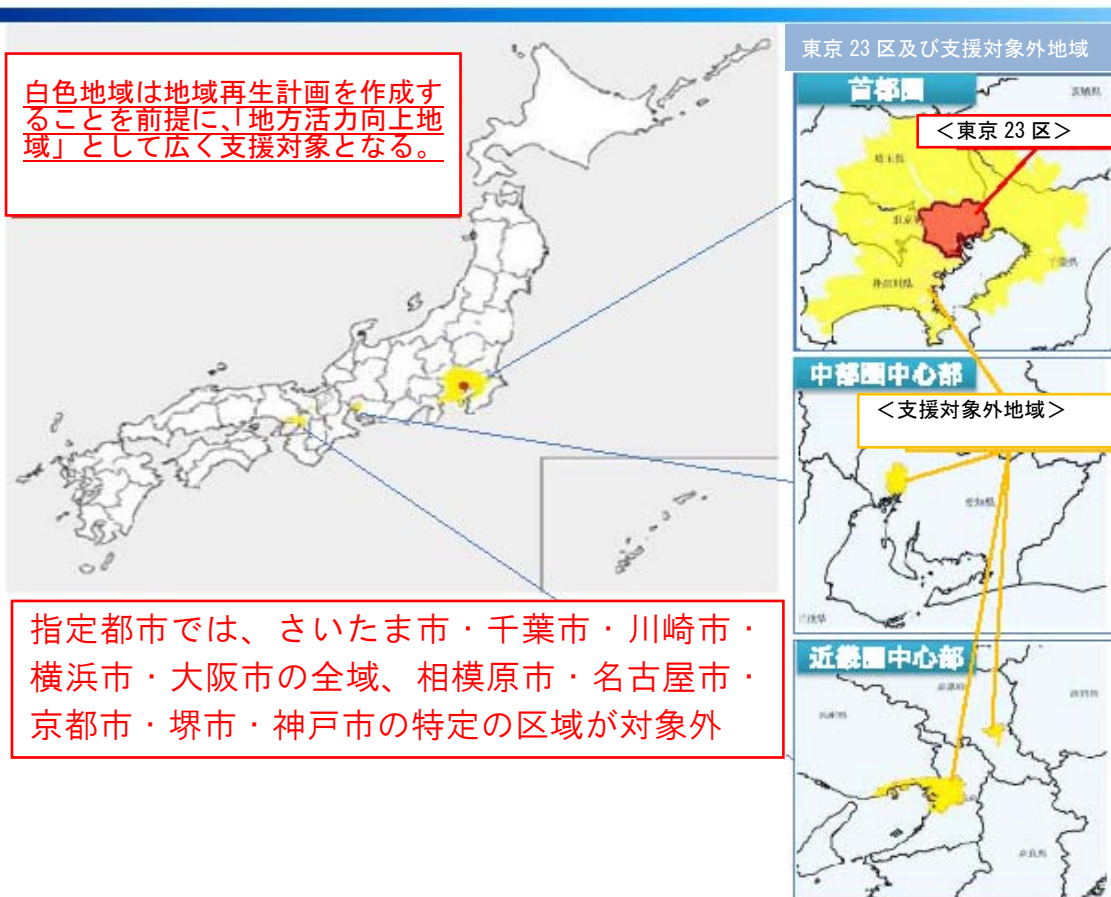
(1) 地方創生の推進

地方創生の基本的視点である「東京一極集中の歯止め」を強力に進めるとともに、一部の指定都市が対象から外されている地方拠点強化税制などについて、すべての指定都市を対象とし、地方活性化の拠点として位置付けていただきたい。

参考

※内閣官房まち・ひと・しごと創生本部作成資料より

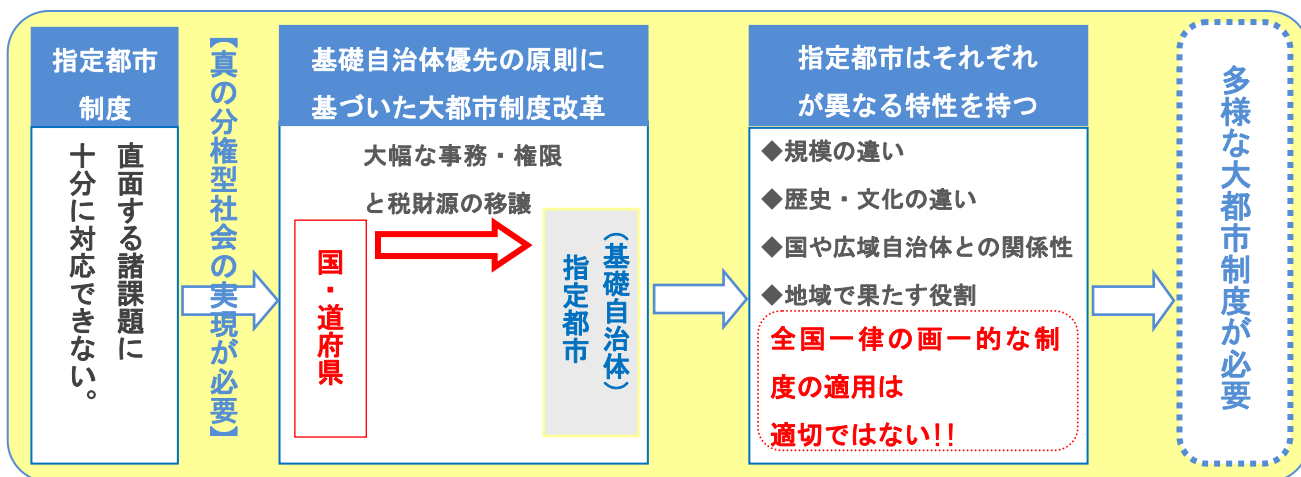
支援対象地域等について



(2) 多様な大都市制度の早期実現

基礎自治体優先の原則の下、住民がより良いサービスを受けられるよう、従来から指定都市市長会が提案している「特別自治市」など、地域の特性に応じた多様な大都市制度の早期実現を図っていただきたい。

参考



(出典：平成 27 年度国の施策及び予算に関する提案)

※地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）＜昭和 31 年改正前の規定＞（抜粋）

第三編 特別地方公共団体

第一章 特別市

第二百六十四条 特別市は、その公共事務並びに法律又はこれに基く政令により特別市に属するもの及び従来法律又はこれに基く政令により都道府県及び市に属するもの（政令で特別の定をするものを除く。）の外、その区域内におけるその他の行政事務で国の事務に属しないものを処理する。

(略)

第二百六十五条 特別市は、都道府県の区域外とする。

(略)

(3) 地方財政制度の再構築

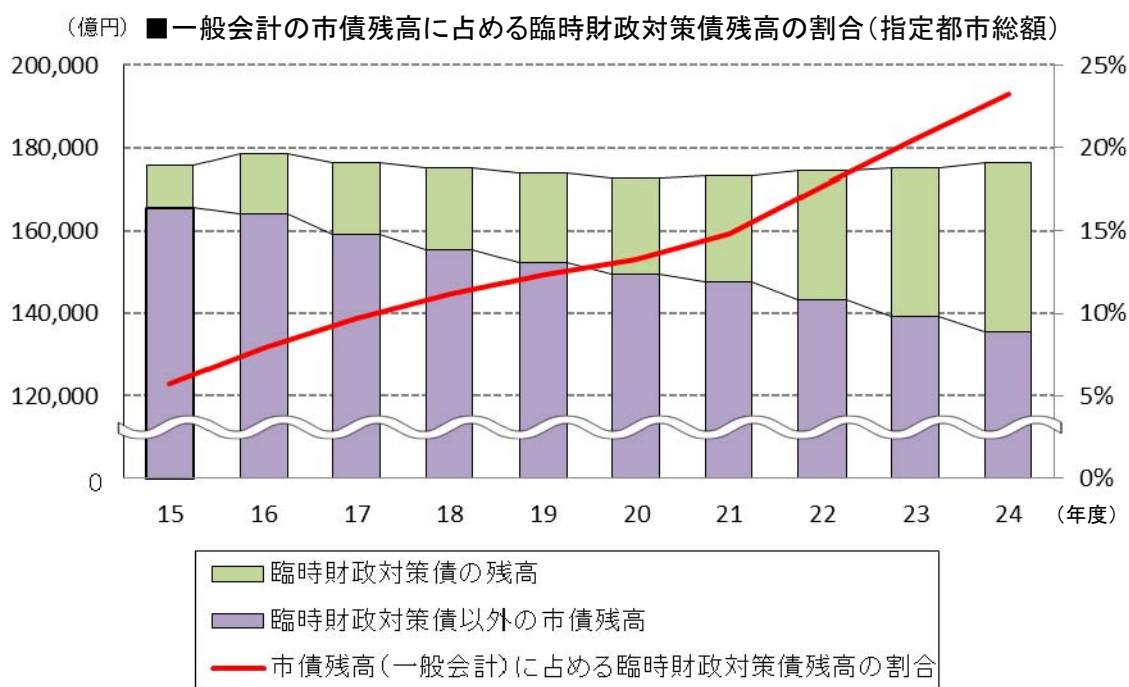
地方交付税は、地方固有の財源であるため、国の歳出削減を目的とした削減は行わないでいただきたい。また、地方財源不足の解消は、地方交付税の法定率の更なる引上げによって対応し、臨時財政対策債は速やかに廃止していただきたい。

参考

地方交付税制度の概要（性格）

本来地方の税収入とすべきであるが、団体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方団体が一定の水準を維持しうるよう財源を保障する見地から、国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分する、いわば「国が地方に代わって徴収する地方税である。」（固有財源）

（出典：平成 26 年度地方交付税のあらまし 「第 2 節 地方交付税制度の概要」）



（出典：大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（平成 27 年度））